

“ヤングケアラー”を知っていますか？

POINT

1

ヤングケアラーは“家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っているとみとめられる子ども・若者”のことです。

（ヤングケアラーへのサポートが行き届くよう、2024年6月5日、子ども・若者育成支援推進法に盛り込まれました。）

★大切な家族のために、日常生活のお世話や家事をすることで、自分の時間やエネルギー（勉強をしたり、友達と過ごしたり、好きなことをするなど）が少なくなっている子ども・若者は、ヤングケアラーかもしれません。



©岡山県「ももっち」



POINT

2

“ヤングケアラー”がお世話をしている理由は？

たいせつ かぞく
大切な家族のため、たとえば・・・



家族に病気や障がいがあり、代わりに、家事や料理、掃除、洗濯、買い物などをする必要があるから。



家族が長い間、病気（がん、難病、精神疾患等）にかかっているため、看病が必要だから。



家族に病気や障がいがあり、代わりに、幼いきょうだいのお世話をする必要があるから。

ほかにもさまざまな理由があります

- 家族に病気や障がいがあり、入浴やトイレなどの身の回りのお世話が必要だから。
- 家族が目を見えない状態にあるため、見守りや声かけが必要だから。

- 家族が、日本語が第一言語ではないため、通訳が必要だから。
- 家族がアルコールやギャンブル、薬物の問題を抱え、対応が必要だから。

POINT

3

“ヤングケアラー”の状況や思いは？

このような家族のお世話は、本来、大人が果たす役割なので、子どもだけで担うには大きすぎる役割となり、生活に影響が出ることがあります。

- 宿題をしたり、勉強をしたりする時間がない。
- 友達と一緒に遊ぶ時間がない。
- 自分のやりたいことにかかる時間がない。
- 家族のことが気になって、授業に集中できない。
- 寝る時間がなくて、いつも疲れている。
- いつも、家族の話し相手をしている。
- この生活がいつまで続くのかわからず、夢が描けない。



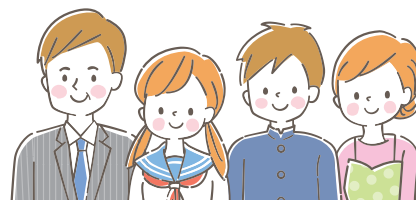
STEP 1

1人ひとり、状況はさまざま。
あなたの状況をお話してください。



あなたや家族のニーズに応じて、必要な時に
助けやサポートが受けられます。

- あなたのお世話の役割をやわらげ、あなたが家族と一緒に暮らし続けられるよう、できる限り必要なサポートをします。
- あなたにとって大切な、お世話をしている家族が利用できる支援があり、家族を助けることができます。あなたはもちろん、家族全体をサポートします。
- プライバシーを尊重します。



©岡山県「うらっち」

STEP 2

あなたが
お話できる人は、
たくさんいます。

●学校の先生

- ・担任の先生、保健室の先生
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー

●家族のお世話をしている方

- ・ケアマネジャー、ヘルパー
- ・医師、看護師 など

●その他

- ・きょうだいの担当の保育士
- ・病院のスタッフ
- ・市町村の保健師、相談員
- ・児童相談所のスタッフ など



“子どもの権利”

子どもは、1人ひとり
かけがえない存在です。

あなたが、安心して暮らし、自分の
人生を自分らしく歩んでいけるよう、
子どもの権利が保障されています。

※「子どもの権利条約」にさまざまな権利が定められています。

- 生きる権利・育つ権利(第6条)
- 意見をきかれ、表明する権利(第12条)
- 健康・医療の権利(第24条)
- 教育を受ける権利(第28条)



STEP 3

あなたが相談できる
ところがあります。

市町村の相談窓口

- お住まいの市町村こども家庭センターなどにヤングケアラーの相談窓口があります。

連絡先はこちら ▶



岡山県子ども家庭課 ヤングケアラー 🔍

県の相談窓口

親子のための

相談LINE

月～金 10:00～19:00
祝日・年末年始を除く



子ども・家庭電話相談室

☎086-235-4157

月～土9:00～20:00 祝日・年末年始を除く

児童相談所《相談専用ダイヤル》

☎0120-189-783

お近くの児童相談所につながります。